

厚生労働大臣談話

平成 23 年 4 月 22 日

B型肝炎訴訟につき、4月19日に札幌地方裁判所から示された「(第二次)裁判所の見解」を、本日、政府として受け入れることを決定いたしました。

集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに感染された方々が、長い間にわたり、大変な御労苦、御心労があったことに深く思いを致し、政府は従来から、この問題の早期かつ全体的な解決が図られるよう、誠意をもって取り組んでまいりました。

その基本姿勢に基づき、当訴訟につきましては、昨年5月に和解協議の席に着いて以来、裁判所の仲介の下、一刻も早い解決を目指して和解協議を進めてまいりました。

まず本年1月には、札幌地方裁判所から「(第一次)裁判所の見解」が示されたことを受け、「政府対応案」を取りまとめました。これに対し与野党からも一定の御理解をいただいたことを踏まえ、既にこの「見解」の受け入れを表明いたしております。

続いて、1月の「(第一次)裁判所の見解」では明らかにされていなかった「慢性肝炎発症後20年以上経過した方々」への対応等について、4月19日に「(第二次)裁判所の見解」が示されました。これを受け、真しな検討の結果、冒頭申し上げました通り、司法の判断を尊重し、また、改めて与野党からも一定の御理解をいただいたことを踏まえ、政府としてこれを受け入れることを本日決定した次第です。

この問題に対し、政治は真正面からしっかりと向き合い、長期にわたって責任のある対応を取っていくことが必要であると考えます。本日の決定をステップとして、できるだけ早期に「基本合意」に至れるよう、裁判所の仲介の下、今後とも誠心誠意、協議を進めてまいります。